

様になつた。弁理士は、特許制度の運用上重大な役割を演じているが、この関連において問題になるのは、その素質能力又はモラルについてであろう。弁護士か弁理士を兼ねている場合には特許に関する技術的の知識が不十分であることが多く、この観点から現行の弁理士制度は再検討の余地があるように思われる。弁理士制度の改革に際してはアメリカに於て弁理士が Patent agent, Patent solicitor, Patent attorney の3種に分化していることなども参考にすべきであろう。なお弁理士の質的向上をはかるために、弁理士試験に合格して実務に従事しようとする者を判検事、弁護士の場合のように、一定期間研修所に收容して訓練することも効果的であろう。

1-39

総発第5号 昭和25年1月13日

科学技術行政協議会

会長 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

公務員の発明の取扱について(申入)

昭和24年10月13日付で通商産業省から貴科学技術行政協議会に提出された標記の件については、本会議も重大な関心を持つておりますので、本会議第23委員会(発明、特許、技術の尊重、保護)に付託して審議中でありました。同委員会は4回に亘り慎重審議を重ねた結果左記のとおり議決いたしました。

つきましては本件が昭和25会計年度から実施されるよう、必要な施策を講ぜられることを希望します。

記

本件は、誠に時宜に適したよい取扱いである。ただし、条文のうち次の点は改正を要する。

第2 2行目の「部局」を「機関」と訂正のこと。

第3 2行目「一定額の補償を行うこと」を「補償として金壹千円を支給すること」に訂正すること。

第4 「その一定割合を」を「その左記に示す一定割合を」と訂正し、2号乃至5号として左記を追記すること。

2. 利益とは実施権使用料・権利譲渡代金・製造原価の低減・価値の増加・実収益等をいう。

3. 実施権使用料の30%

4. 権利譲渡代金の30%、ただし発明者の希望により権利存続期間中分割支給することができる。

5. 実施した場合は、利益の5%

第8 末尾に左記を追記すること。

ただし、登録補償は金5百円とする。

第9 として左記を追記すること。

実施期日より前に登録された発明でも実権が、実施期日の後に起つたものに対しては、本法を適用して実績補償を支給することができる。

附 記 通商産業省の原案に右の修正を加えたのは次の通りである。

- 第1 公務員が勤務に関して発明を存したときは、外部に発表する前に、その所属の長に発明の内容を届け出でしめること。
- 第2 公務員が勤務に関してなした発明のうち、その内容がその公務員の所属する機関の業務範囲に属し、且その発明をなすに至つた行為が公務員の任務に属するものは、原則として、国がこれを承継し、特許を出願するものとする。
- 第3 前項の出願により国が特許権を所得したときは、発明者に対し登録補償金として1,000円支給すること。
- 第4 前項の特許権の管理処分により国に利益があつたときはその左記に示す一定割合を実績補償金として発明者に支給すること。
- 2 利益とは実施権・使用料・権利譲渡代金・製造原価の低減・価値の増加、実収益等を云う。
 - 3 実施権使用料の30%
 - 4 権利譲渡代金の30名但発明者の希望により権利存続期間中分割支給することが出来る。
 - 5 実施した場合は利益の5%
- 第5 前2項の補償を行うため、各省庁は予算的措置を講ずること。
- 第6 各省庁の長は、その所属の公務員の勤務に関する発明の取扱いにつき必要事項を定めること。
- 第7 第3の特許権の管理処分は行政財産の取扱いに準ずること。
- 第8 実用新案及び意匠については、特許権に準じて取扱うこと。但、登録補償金は500円とする。
- 第9 実施期日より前に登録された発明でも実施期日後に起つたものに対しては本法を適用して実績補償金を支給することができる。

1-40

総発第23号の1 昭和25年1月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学研究振興予算について(申入)

本会議は1月21日本会議第5回総会において、左記のことを議決しました。

本会議は、このことについて政府の再考を促し、善処されるより要望します。

記

文部省は、昭和25年度の科学研究振興予算を16億8千万円と計上した。日本学術会議は、その算出の基礎を検討し、昨24年度の予算が極めて不十分であつた実情に鑑み、且つ現下諸般の情勢をも考慮した上で、この予算は科学の振興のために必要な最小限度であると考え、その実現のために努力した。しかるに政府はこれを5億円に削減する方針を取つている。これは昨年度に比して僅かに5千万円の増額にすぎない。日本学術会議は、この政府の方針を適当と考えることはできない。

日本学術会議は、総会の決議をもつて、この点に関し、政府の再考を促し、その善処方を要望する。